

J CMの各論点

平成 27 年 2 月 25 日

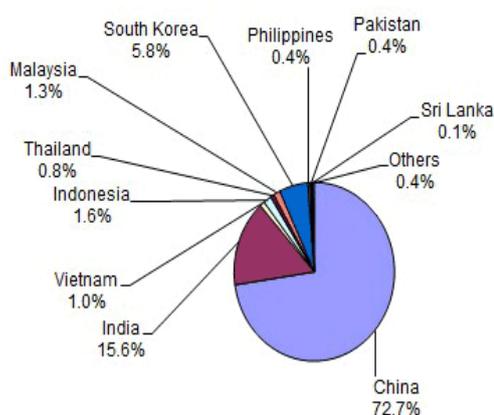
大串卓矢

I. J CM基本概念に関する論点

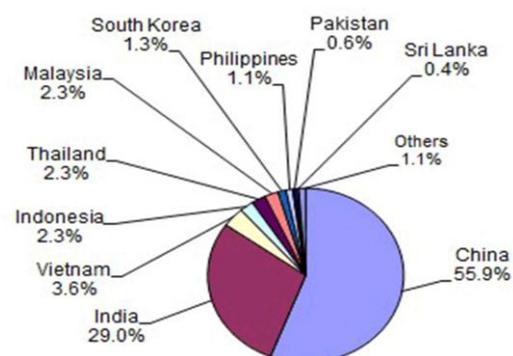
- ① 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。

【問題提起】必ずしも日本の技術や日本企業によって組成されたプロジェクトでなくても J CMとして積極的に利用していくのか？

Volume of CERs until 2012 in Asia by country



Number of CDM projects in Asia by country



出典：UNEP(cdmpipeline.org)

CDM プロジェクトの 84.9%が中国・インド企業によって実施され、89.3%の CER は両国のプロジェクトによって創出された。日本企業も MET I 支援のもと、自主行動計画上 CDM 活用を謳ったため等の理由により、社命により CDM 組成に真剣に取り組んだところも多かった。しかし、日本企業の技術によって創出された CER は数えるほどであった。日本企業が **project participants** として登録された CDM は多いが、多くは単なる CER バイヤーとしての登録であった。理由としていくつか考えられる。プロジェクトのオーナーは海外企業のため、日本技術が中国等他国企業に負けてしまう例が多かった。海外のプロジェクトであり、日本企業が資本を出したり、日本の銀行が融資を行うことは出来なかった。当時地球温暖化対策室長は CER によって日本技術に下駄をかけるかと仰っていたが、下駄は中国技術にも適用されたため、日本技術採用の理由とはな

らなかった。

日本技術も重要だが、クレジットの数量も重要な問題である。日本の温室効果ガス排出削減目標を 2015 年中には決定しなければならないが、そのなかで J C M が果たす役割はとても大きい。E U が 2030 年に 1990 年比 40%削減、米国が 2025 年までに 05 年比 26-28%削減すると公表したことから、京都議定書以上の削減目標が必要となる可能性が高い。仮に 20%削減目標だとしたら、総排出量約 13 億トンの 20%は 2.6 億トン削減しなければならない。そのうち J C M に期待されているのはその半分以上ではないか？つまり、年間 1 億トン以上のクレジットを獲得していかななくてはならないのである。特に、これから電力自由化社会を迎えるため、石炭火力を計画している例も多い。それらの企業はクレジットの確保が重要な課題となる。

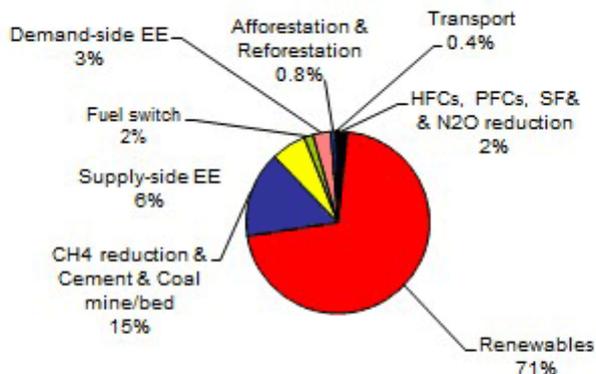
したがって、これからの J C M は削減量を意識し、有用な技術の海外展開を支援していく必要がある。そのなかで、C E R の 70%を占める再エネの重要度は極めて高いと言える（図表 Percentage share of the total number of projects of in the CDM categories 参照）。

平成 25 年度環境省 J C M 案件 F S 事業

インドネシア	工場空調及びプロセス冷却用	荏原冷熱システム	省エネルギー
	インドネシアコンビニエンスストア省エネ	株式会社ローソン	
	インドネシアにおけるコールドチェーンへの高効率冷却装置導入プロジェクト	株式会社前川製作所	
	飲料製造工場における冷温同時取出し型ヒートポンプ導入による省エネルギー事業	豊田通商株式会社	
	紡績工場の空調に係るエネルギー削減事業	荏原冷熱システム	
カンボジ	スターリングエンジン小規模バイオ発電	株式会社プロマテリアル	バイオ
パラオ	島嶼国の商用施設への小規模太陽光発電	パンフィックコンサル	再エネ
バングラ	無焼成固化技術を使ったレンガの製造	日本テピア株式会社	その他
ベトナム	ビール工場における総合的省エネルギー	株式会社レノバ	省エネルギー
	水産加工分野への高効率 NH3 ヒートポンプ導入プロジェクト	株式会社前川製作所	
モンゴル	高効率型熱供給ボイラの集約化に係る更新・新設	株式会社数理計画	

CDMで有用であった技術

Percentage share of the total number of projects of in the CDM categories



The fraction of energy efficiency projects have increased (mostly in EE own generation and in EE industry) and the fraction of CH4 projects have decreased. Please compare with the distribution of expected CERs among project types on the front page. A definition of the "types" used in the Pipeline can be found in table 12 in the "Analysis" sheet in the full Pipeline.

また、CDMで重要な枠割を果たしたのがクレジットバイヤーである。CDMの組成段階で、クレジット購入契約を締結し、それをコンプライアンスバイヤーへ転売することを業とする。クレジットを資源として捉え、それを輸入する役割である。資源であるため、諸外国との間で激しい競争が生じる。低コストで調達できるのは強みとなる。京都議定書期間中、日本が最終的に消費したクレジットはEUと比較しても少なくないが、日本のクレジットバイヤーはあまり活躍できなかった。

Authorized buyers

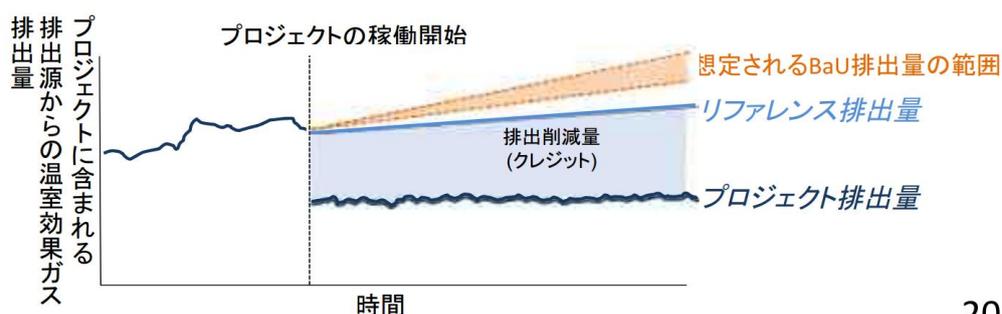
Top 20 buyers	Projects	Of these withdrawn from
Vitol	311	
EcoSecurities	307	25
EDF Trading	293	2
Tricorona Carbon Asset Management Sweden	252	18
Carbon Resource Management	215	
RWE	173	41
CAMCO	148	5
Government of Sweden	147	34
Noble Carbon	117	74
Bunge Emissions Group	111	7
Mitsubishi	105	3
Arreon Carbon UK	102	
Gazprom Marketing & Trading	98	20
Climate Bridge	98	
AgCert	96	1
Mercuria Energy Trading	92	4
Kommunalkredit	87	3
Danish Ministry of Climate & Energy	82	7
Endesa	81	28
Deutsche Bank	76	12

In the CDM Pipeline the buyers authorized by Annex-I countries are shown for each country. The sheet "Buyers" in the CDM Pipeline shows how many projects each of these private or public buyers are involved in. The above table shows the 20 most active buyers. We have now included a column showing how many of the projects the buyers have withdrawn from.

- ② 日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を、測定・報告・検証（MRV）方法論を適用し、定量的に適切に評価し、日本の排出削減目標の達成に活用。

【問題提起】PDD作成というハードルを下げる努力をする必要がある。JCMにおいては、その点意識されていて、ベースラインの考え方をリファレンスケースの概念で説明する方針が採られている。それによって、追加性証明という意義の薄い議論を省略することは良いのではないか。以下環境省資料より抜粋：

クレジットの発行対象となる排出削減量は、リファレンス排出量及びプロジェクト排出量の差と定義される。リファレンス排出量は、ホスト国における提案プロジェクトと同等のアウトプット又はサービスを提供する場合のもっともらしい排出量である BaU (business-as-usual) 排出量よりも低く計算される。当該アプローチは、温室効果ガス排出量の純削減及び／又は回避 (net decrease and/or avoidance) を保証する。



20

リファレンス排出量は、典型例として、単位生産あたり温室効果ガス排出量で表現される“クレジット化閾値”と総生産量を乗じて計算される。

クレジット化閾値は、ホスト国の同一のプロジェクトタイプに適用可能な方法論においてあらかじめ設定される。また、クレジット化閾値は、BaU 排出量よりも低くリファレンス排出量が計算されるよう、保守的に設定されるべきである。このような標準化されたアプローチにより、例えば CDM において提案プロジェクトの追加性証明のために多くの仮想シナリオを分析する負荷が大きく低減する一方、温室効果ガス排出削減量の計算の透明性が向上する。

プロジェクト登録の要件明確化

i 適格性要件 “チェックリスト”により、JCM 下での提案プロジェクトの適格性と、JCM 方法論のプロジェクトへの適用可能性を容易に判断することができる。JVER のポジティブリストの考え方を採用。

ii 変数の特定

- ・ パラメータのリストにより、JCM 方法論を用いた温室効果ガス排出削減量/吸収量の計算に必要なデータを、プロジェクト参加者が知ることができる。
- ・ 国やセクター固有のデフォルト値があらかじめ提供される。

③ CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

④

【問題意識】 COP 20 の成果により、全ての参加国が削減目標を持つ新しいフレームワークにおいて、海外で削減した温室高ガスをどのように日本の排出削減目標達成に貢献させるのか。ダブルカウントは認められないので、J I 類似の仕組みとなるのかもしれない。

<Joint Implementation>

- a. 京都議定書の締約国である。
- b. 自国の温室効果ガスの排出枠（割当量）を算定し、記録している。
- c. 温室効果ガスの人為的な排出量および吸収源による除去量を推計するための国内制度を整備している。
- d. 国として排出枠や炭素クレジットの保有量の管理を行うために、国別登録簿（割当量口座簿）を整備している。
- e. 直近の排出や吸収に関する目録（国別目録）を毎年提出しており、かつ、第 1 約束期間について、目録の内容審査に合格している。
- f. 割当量に関する補足的情報を提出し、吸収源活動(LULUCF)を考慮して割当量への追加及び差し引きを行っている。

すべての条件を満たしていれば、「第 1トラック」と呼ばれる簡略化されたプロセスで事業を行うことができる。また、最低限でも a、b、d の 3 つの条件を満たしていれば、「第 2トラック」と呼ばれるやや煩雑な手続きを経て事業を行うことができる。

第 1トラックの場合は、事業の実施手続きは事業に参加する国に委ねられる。第 1トラックが認められる国は排出削減の認証や科学的な裏付けが制度化されていて不正ができないため、事業を受け入れる国が独自に削減量を算出し、独自に排出削減単位(ERU)を発行することができる。この場合、事業の手続きは国内で排出削減を行う場合に初期割当量(AAU)を発行する手続きと同じになる。また、より公正さを求める場合は、独自の判断で第 2トラックの審査を経て ERU を発行することも可能である。

第2トラックの場合は、CDMと類似の手続きを経る。まず、投資国の事業主体と受入国の事業主体を中心として、関係組織が協議を行い、事業主体は実施計画とプロジェクト設計書(PDD)を作成する。この後、投資国と受入国の政府に PDD をそれぞれ提出して承認を受ける。次に、認定独立組織(AIE)という第3者機関が PDD の有効化審査を行い、承認されればプロジェクトが決定する。登録の際、最大で 35 万ドルの手数料を前払いし、これで事前の承認は完了する。ただし、発電量が少ない再生可能エネルギー事業など、規定されている小規模 JI 事業については、手続きが簡略化される。

この後、事業主体は実際に事業を進める。事業主体は PDD に規定された方法で温室効果ガスの排出量をモニタリングする。AIE は定期的にこのモニタリング結果を審査し、削減量を決定する。この削減量に応じて事業受け入れ国の政府は認証排出削減量(CER)を発行し、事業主体と協議の上でこれを配分する。投資国の事業主体に配分された ERU が、投資国の排出枠に加えられることになる。

また、共同実施については、共同実施監督委員会(JISC)という組織が存在する。JISC は、AIE の認定や、CDM 理事会などでの動向を注視しながら CDM の例を参考に JI の制度や認定方法などを修正していき、COP 会合で JI の動向について報告をする責任を持っている。これは、JI 事業における排出削減や吸収増加の科学的根拠や算出方法が、CDM を参考にしているためである。また AIE の認定に関しては、15 の専門領域の中からいくつかを選んで JISC が認定し、その AIE は認定された分野の JI 事業しか扱うことができないようになっている。そのため、JI 事業の事業主体は AIE を選ぶことができる。(wikipedia より転載)。

第2トラックについては、CDMと似た手続きであるので、結論としてはCDM類似といっても同じことのようにだ。

II. 会計税務基準

二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism(JCM)）の整備が進むなかで、取引のインフラである会計・税務面での考察を行う。まず、京都クレジットや国内クレジット、東京都条例において整備された事項を整理し、JCMへのあてはめを実施する。その結果、今後必要となる整備事項を洗い出すこととする。

現状の日本で排出量取引にあてはめ可能な会計基準は実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（平成16年11月公表、平成18年7月改正、平成21年6月改正）」が唯一の基準である。したがって、この基準にJCMをあてはめ、その場合の適用可能性、問題点を検証する。

1. 資産計上

資産性について：15号は京都議定書におけるクレジットを対象としているが、JCMなど京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上性格が類似していることから、15号が適用可能であると考えられる。

JCMクレジットは、15号を提供し、無形固定資産として扱う。金融商品は限定列挙でもあり、金融資産としては考えない。その場合、以下のような前提が必要である。①京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること、②国別登録簿においてのみ存在すること。登録簿については整備が順次行われ、問題ないと考えられる。しかし、資産計上のための必要条件である「京都議定書における国際的な約束を履行する」点につき、JCMは用途や意義の点で整理が必要であろう。特に企業が取得した場合に、将来の経済的便益が企業に流入することが期待できるかどうかを判断しなければならない。

IASB「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」(IASB/IASB 1989)

49. (a) 資産(an asset)とは、過去の事象の結果として、企業によって支配されている資源であって、将来の経済的便益 (economic benefits : 利益、価値、恩恵、給付) が企業に流入する(flow to)ことが期待されるものをいう(49(a))。

70. (b) 費用(expenses)とは、特定の会計期間中における資産の流出もしくは価値の減少、または負債を負うという形をとり、その結果、持分参加者（株主等）への分配に係るもの以外の「持分の減少」となる経済的便益の減少である。

□ 支出が将来の経済的便益をもたらさないとき、又は将来の経済的便益が資産の認識要件を満たさない若しくは満たさなくなったときに、費用が直ちに認識される。

IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し (IASB 2013/12) による提案

資産とは、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である。

経済的資源とは、経済的便益を生み出すことのできる権利または他の価値の源泉である。

この点、JCMクレジットを償却したときに、どのような効果があるかの定義が必要である。CER・国内クレジットの場合には、電力会社のCO₂排出係数の算定において、温対法上償却後のネットのCO₂排出量を基に、計算・公表が可能であった。また、首相が本部長となる地球温暖化対策推進本部において、各業界や企業が制定した環境目標において、CERやクレジットの活用を可能とした。(要調査)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、二酸化炭素等の温室効果ガスを一定量以上排出する事業者(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、温室効果ガス算定排出量、及び京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量等を反映した調整後温室効果ガス排出量を事業所管大臣に報告することが義務付けられています。

このうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に関し、温室効果ガス算定排出量の算定においては、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。)第2条第4項に基づく実排出係数及び代替値(国が公表する電気事業者ごとの実排出係数及びそれ以外の者から供給された電気の場合に実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定が困難な場合に代替する係数)を、また、調整後温室効果ガス排出量の算定においては、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。)第20条の2に基づく調整後排出係数を用いることとされ、これらの排出係数については経済産業省及び環境省において確認の上、公表することとされています。

平成24年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について

2. 義務認識について

2.2 会計上の議論として、企業が経団連の低炭素社会実行計画のような自主目標を制定して、排出削減活動を実施する場合に、そのようなコミットメントを達成するために必要となる将来の支出を現在の負債として認識するかどうかという問題意識がある。また、JCMクレジットがそのようなコミットメントに使用可能か、使用可能なら資産計上と負債認識について整合性をとるべきではないか。

伊藤委員資料

6. 自主行動計画達成のクレジットとして用いることができるか、否か。

日本では、EUのようなキャップ・アンド・トレードが導入されておらず、各産業界の「自主行動計画」が導入されている。この自主行動計画は、法的債務ではないが、IAS 37の推定的債務かどうか。すなわち、推定的債務は、企業の行為を含む過去の事象が、外部の人々に対して、企業が当該債務の履行をするであろうとの妥当な期待を惹起させ

るものも現在の債務であり引当金の要件を満たせば引当金を認識するが、自主行動計画の公表は、推定的債務といえるか、どうか。もし、自主行動計画が推定的債務であり、JCM がその債務履行に使用できるというのであれば、資産の定義を満たすかもしれないが、どうか。

7 わが国企業は、自主行動計画を超過する見込みの排出量を推定的債務として認識するか否か。

超過見込排出量を推定的債務として認識するのであれば、6 に記載したとおり、JCM は、資産価値が生じるが、認識しないのであれば、資産として認識することは整合性がとれないので、資産計上できないと解される（債務認識と資産認識の対応と整合性）。

JCMクレジットは、低炭素社会実行計画の達成に利用できるかどうかについて明確化することが、資産性と負債認識の問題が重要である。負債については、法的債務でないので、将来の費用増加、支出に備えた引当金や偶発債務認識をすべきかどうかの議論となるのではないか。

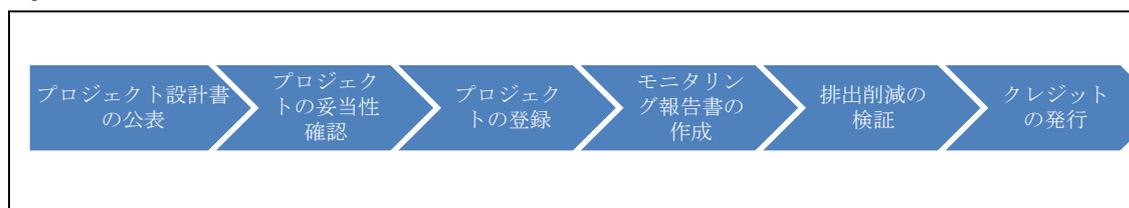
現在考えられる会計処理は以下のようになる。

将来の自社使用を見込んでJCMクレジットを取得する場合の会計処理

	(1) 自らプロジェクトに参加してクレジット組成を実施※	(2) 他者から購入する場合
① プロジェクト参加の契約締結	なし	NA
② プロジェクト組成費用の支出	開発コスト、認証等費用、モニタリングコスト等は原価計算を実施する。 建設仮勘定、前払金で処理する。	NA
③ クレジット売買契約	NA	仕訳なし
④ クレジット取得時	無形固定資産または投資その他資産にJCMクレジットとして計上する。原価計算を実施し、取得原価を計算する。	無形固定資産または投資その他資産にJCMクレジットとして計上する。取引対価をもって取得原価とする。
⑤ 期末評価	取得原価による。ただし、減損会計が適用される。	
⑥ 第三者への売却	無形固定資産または投資その他資産の売却として処理する。	
⑦ 自社使用	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適切な科目で計上する。	

※JCMプロジェクトの実施スキームにより取引形態は変わるが、(1)は自らのパランスシート上でプロジェクトを実施することを想定。現地にてSPCが組成された場合には、プロジェクト参加者はJCMクレジットを創出する者としての立場と、JCMクレジットを購入する者としての立場の二つの役割を兼務する場合もある。その場合は、(1)(2)のそれぞれの立場にて会計処理が実施される。

JCMの流れ



「JCM プロジェクトサイクル手続き ver02.0」

III. 税務上の論点

税務上の論点については昨年度の伊藤委員の問題提起に回答する形で展開する。

1. 企業が JCM 取得のために支出した費用は、損金算入可能か

取引が可能ではなく、資産価値がないとしても、税務上は、企業が意味のない支出はしないであろうと推定し、税務上、損金算入が認められるかもしれないが、どうか。

国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについて（照会）

国内クレジット制度の下で、内国法人が、その償却を目的として国内クレジットを取得（購入）し、当該国内クレジットを国内クレジット管理システムにおける当該内国法人の保有口座から政府が管理する償却口座に移転する場合には、基本的には、①上記 2 (2) ロのとおり、国内クレジットは資産性を有するものであること、②国内クレジットが我が国の京都議定書に基づく温室効果ガスの削減約束達成に寄与するため政府にとって実質的価値を有するものであること、③国内クレジット制度に参加する内国法人から政府への国内クレジットの無償移転（具体的には国内クレジット管理システムにおける償却口座への移転）が条約や法律等に基づき課せられた義務ではなくあくまで当該内国法人の任意に行われる我が国の取組への貢献であること、④内国法人の事業と直接の関係がないこと、⑤内国法人に経済的に裨益するものではないこと、⑥無償譲渡であり対価性がなく、内国法人から政府への資産の贈与と認められることが特徴として挙げられる。

したがって、当該国内クレジットの政府に対する無償移転は、原則として、法人税法第 37 条第 7 項に規定する「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当し、その相手先が我が国政府であることから、当該国内クレジットの価額に相当する金額を法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国等に対する寄附金」として、その支出があったと認められる日、具体的には当該国内クレジットが政府保有口座に記録された日（当該国内クレジットの償却口座への移転が完了した日）を含む事業年度において損金算入することが相当であると考えられる。

平成 22 年 3 月 23 日 国税庁課税部宛 経済産業省 産業技術環境局、環境省
地球環境局

上記照会のように国内クレジットの損金算入を認める論拠は、国への寄付金として建て付けている。したがって、それを援用すれば、JCM の損金算入は以下の要件が備われば良い。

- ① JCM クレジットが資産性を有するものであること、
- ② JCM クレジットが我が国の条約に基づく温室効果ガスの削減約束達成に

寄与するため政府にとって実質的価値を有するものであること

③ JCMクレジット制度に参加する内国法人から政府への国内クレジットの無償移転（登録簿システムにおける償却口座への移転）が条約や法律等に基づき課せられた義務ではなくあくまで当該内国法人の任意に行われる我が国の取組への貢献であること

④ 内国法人の事業と直接の関係がないこと、

⑤ 内国法人に経済的に裨益するものではないこと、

⑥ 無償譲渡であり対価性がなく、内国法人から政府への資産の贈与と認められることが特徴として挙げられる。

上記要件のなかで、対応が必要なものはどれか。②のJCMクレジットの政府にとっての実質的価値を補強する必要がある。③無償移転が行われるにしても、企業にとっては支出の意義が必要となる。経団連の低炭素社会実行計画のような目標・義務をさらに個別企業に落とし込み、株主等ステイクホルダーへ支出意義の説明が可能としていく社会的な枠組みが不可欠である。京都議定書における自主行動計画（閣議決定事項）のように、政府と産業界における合意がなされるべき。

2. JCM は、取引されないから、消費税の対象とはならない、と考えてよいか。

取引が実施された場合には、消費税の課税対象となることについては議論の余地はない。クレジットの償却は国への寄付として扱われるため、課税対象とはならない。

IV. 国際会計基準の論点整理

国際的に行われてきた排出量取引に関する会計議論
また、国際会計基準に係る情報についても提供する。

2002/2 Options for the Accounting Recognition of Greenhouse Gas Emission
Rights: French GAAP and IAS,

2004 ロシアが京都議定書を批准、2005年2月発効。

2004/12 IFRIC3号「Emission Rights」公表

rights (allowances) are intangible assets that should be recognised in the financial statements in accordance with IAS 38 Intangible Assets.

when allowances are issued to a participant by government for less than their fair value, the difference between the amount paid (if any) and their fair value is a government grant that is accounted for in accordance IAS 20 Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance.

as a participant produces emissions, it recognises a provision for its obligation to deliver allowances in accordance with IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets. This provision is normally measured at the market value of the allowances needed to settle it.

2005 EUETS 導入

2005/6 IASBにてIFRIC3の撤回決定

排出権（資産）は取得原価で測定される一方、排出権の引渡義務（負債）は現在価値で測定されることによる測定の対応性の欠如やこれらの再評価を行った場合の評価差額の取扱いに整理がつかなかった。

2005/7 Public Statement on Withdrawal of IFRIC3

<http://www.iasplus.com/en/binary/pressrel/0507withdrawifric3.pdf>

2007/12 IASB(国際会計基準審議会)とFASB(米国財務会計基準審議会)が気候変動に関連する会計処理の枠組み提供に関する共同プロジェクト立上げ

2009/3 Cap and Trade での会計処理に関して議論が分かれる

排出枠を公正価値にて資産計上すべきことを決定

いつ「義務」が発生するかについて意見がわかれる。」

① 負債は排出枠を取得した時点にて発生すると考える。

② 負債は温室効果ガスを排出した時点にて発生するため、排出枠の取得

時には収益認識となる。

2009/4 FASB の議論にて、Cap and Trade の会計処理に関する結論は出ず。IASB37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の改定と同じ論点であり、議論持越し。

2012 IASB は排出量取引の会計処理に関して研究プロジェクトを設定
負債の会計処理を資産と切り離して議論すべきかどうか。IAS37 号引当金、偶発債務
および偶発資産」との整合性が論点。

2014/1 合意に至らず IFRS-IC はアジェンダ却下を決定。

国際会計基準の制定においても、キャップ・アンド・トレードにおける排出削減義務
認識が大きな論点となり、基準制定に至ってない。主な論点は、2つある。すなわち、
義務認識を初期割当時とするかそれともCO₂排出時とするかどうか。もう一つは、
資産としてのクレジットを公正価値もしくは低下評価する場合に、反対勘定である負
債の評価を連動すべきかどうかという議論である。

参考文献

- ※ 2008年5月15日村井秀樹「排出量取引の会計・税務問題」環境省国内排出量取
引制度検討会第6回資料
- ※ 平成25年度 排出クレジットに関する会計・調査研究委員会伊藤眞「JCMに関
する会計及び税務上の論点」